

神崎市に係る貸付予定農地についての意見聴取

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

この意見聴取に係る利害関係人は、当該意見聴取期間満了の日までに、公益社団法人佐賀県農業公社に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先及び意見をできるだけ具体的に記載した文書をメール・FAX・郵送等で公益社団法人佐賀県農業公社まで提出してください。

意見聴取期間は、令和6年11月11日(月)から令和6年11月18日(月)とします。

番号	対象農地の所在地				現況地目	面積 (㎡)	期間
	市町	大字	字	地番			
1	神崎市	神崎町姉川	五本松	618-1	田	559	6年11ヶ月
2	神崎市	神崎町姉川	五本松	618-2	田	1,535	6年11ヶ月
3	神崎市	神崎町姉川	五本松	618-3	田	463	6年11ヶ月
合計			筆数:	3筆	面積:	2,557㎡	